

令和6年第4回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和6年3月21日（木）
- 2 場 所 宝塚市役所 2－4会議室
- 3 開会時間 午後 1時30分
- 4 閉会時間 午後 2時35分
- 5 出席した委員の氏名
五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	坂本 三好	職員課長	奥田 利富美
社会教育部長	番庄 伸雄	学事課長	三浦 庸平
管理室長	福井 健介	学校教育課長	平野 聖幸
		青少年センター	毛利 敦子
		教育企画課係長	板垣 慎一郎
		学校教育課係長	小椋 文也
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
報告第2号 専決処分した事件について承認を求めることについて（令和6年4月1日付け教育委員会所管（幼稚園関係）の人事異動について）
議案第7号 令和6年3月31日付け教育委員会所管職員の人事異動について
議案第8号 令和6年4月1日付け教育委員会所管職員の人事異動について
議案第9号 青少年センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
議案第10号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第11号 宝塚市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
議案第12号 就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第13号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について
報告事項 令和5年（2023年）度1月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後1時30分	
五十嵐教育長	令和6年第4回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
五十嵐教育長	本日の署名委員は松浦委員です。よろしくお願いします。 本日の付議案件は、報告事項1件、議決事項7件、議決事項以外の案件1件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、報告事項1件、議決事項7件、議決事項以外の案件1件です。 案件については、一覧のとおりです。 審議の順番としましては、議案第9号から第13号まで、報告第2号、議案第7号及び第8号、報告事項の順でお願いします。 議案第7号及び第8号は、一括での審議でお願いします。 また、報告第2号、議案第7号及び第8号につきましては、教職員人事に関する事項ですので、非公開での審議でお願いします。職員課と事務局以外の職員は退出いたします。 報告事項につきましては、個人に関する内容を含むため、非公開での報告でお願いします。 よろしくご審議のほど、お願いいたします。
五十嵐教育長	それでは、議案第9号 宝塚市青少年センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いいたします。
毛利所長	議案第9号 宝塚市青少年センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。 本件は、青少年センター運営協議会の開催回数の規定を削除するほか、文言の所要の整理を行おうとするものです。 これまで青少年センター運営協議会は規定に則り年間3回開催してきました。長い間改正されずに3回行ってきたのですが、実は青少年の非行

というのもピークを越えて徐々に少なくなっていること、補導員の問い合わせ等で様々な報告があるのですが、数の減少により3回に分けて子どもたちの状況を報告・共有することの効果が薄くなってきました。

5月に行う第1回では昨年度の実績と今年度の計画を報告しますが、例年11月に行う第2回と2月頃に行う第3回は間隔が短く、分けて開催する効果が薄いことから開催回数を3回から2回に変更させていただきたく、規定からも回数の記載は削除させていただきたいというのが大きな点になります。あとは文言のところで、長期間改正されていない箇所もありましたので、現行にあわせて改正させていただきます。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

今の件に関して、何かご質問、ご意見ございますか。

では私から。文言の整理ということですが、「委嘱」を「委嘱し」と「建議」を「建議し」とかそのところですか。

岡本課長

例えば新旧対照表の第3条の1番頭のところ見ていただきたいのですが、左側の現行が「委嘱又は任命する」となっております。これは法制上の文言の使い方の問題ですが「委嘱する」という動詞と「任命する」という動詞を繋いでいるんですが、現行の形では委嘱又は任命ということで、名詞と名詞を繋げる形になっているんです。本来、動詞と動詞を繋げる時は、「委嘱する」と「任命する」で間に「し」を書かないといけないというルールがあり、その法制上のルールに従って第3条の改正と、同じく第7条の第2項について、「建議又は助言する」というところを「建議し又は助言する」という形で法制上のルールに従って改正を行っているというものです。

五十嵐教育長

分かりました。

他にご質問はございますか。

石井委員。

石井委員

新旧の方ですね、臨時会がなくなっているんですが、これは必要な場合は開催されるのですか。

- 毛利所長 はい、そうです。
- 木野委員 第6条の第3項がなくなるんですかね。
- 岡本課長 無くなる訳ではなく、ずれてあります。
- 木野委員 分かりました。
- 五十嵐教育長 他にご質問はありませんでしょうか。
- 今、ご質問があったように文言の整理と、回数が3回から2回になったということですね。それで十分だ、という判断ですね。
- 毛利所長 何回という回数は規定せずに、今は青少年の状態も過渡期になっているということで、回数を明記しない形で改正できたらと思っています。
- 五十嵐教育長 回数を明記しない理由は为什么呢。
- 毛利所長 もしかすると何か起こるかもしれないので、3回でも開催できるように。今の規則では必ずという縛りができてしまうので、縛りが無い形が良いのではないかとご提案させていただきました。
- 五十嵐教育長 分かりました。
- 春日井委員 基本的な質問ですが、そもそもですが、青少年センターはどういうミッションで動いていますか。先ほど少年事件が少なくなったのとあったのですが、少年事件対応ではないと思いますが。
- 毛利所長 青少年に関わる相談や、補導委員の声掛け、不審者対応を行っています。実際に活動回数となってくるのは少年たちに声を掛けるとか、公園とかで会って声掛けするであるとか、深夜徘徊であるとかが関わってきています。
- あと、私たちが実際に会議に参加する虐待に関することは増えてきていますが、一応、青少年に関わる部分に関しては数が減ってきているというところで報告させていただいています。
- 実際、数だけで言いますと虐待は増えてきていますし、私たちが小学校や中学校へ応援に行くことはあります。あとは青少年に関する補導センターが各市町で廃止されていたり、そういう会議、連絡協議会が近畿・阪神では解散してしまったので、その会自体に参加すること自体が無くなりました。青少年に関する会議等は県のものしか今現在無い状態で、大きな団体も少なくなっているということもあります。

- 春日井委員 要対協には入っていますよね。
- 毛利所長 はい。
- 春日井委員 そうすると要対協事案っていうのは増えてきている傾向があるので。もう一つ、補導はそういうことがメインじゃないよねという。そうすると事前にさっき仰った言葉で言うと、相談活動ですよ。相談活動というのは、広報の仕方や対応の仕方によっては増えたりニーズがあったりすると思うのですが。その辺りはどんな風にされていますか。
- 毛利所長 相談窓口に関しましては、「あのね」もありますし、窓口が色んなところに多数存在するということがありまして、今年度、教育支援課と共に今月3月末で青少年に特化した相談窓口を閉めるということになりました。そちらの報告もなくなりますし、学校からの相談は業務として行いますが、市民の方からのご相談は今年度0件と減少しています。今は専門職、先程もスクールロイヤーやS S Wの話がありましたが、警察であったり、県警のヤングトークの窓口であるとか直接専門機関へ進むというのが主流になっています。ということで相談窓口を教育支援課と共に閉めるという流れにもなりまして、報告事項が少なくなります、ということもあります。
- 春日井委員 分かりました。
- 五十嵐教育長 他にご意見ご質問はいかがですか。
- それでは、議案第9号 宝塚市青少年センター運営協議会規則の一部を改正する規則の制定については、原案通り可決でよろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 五十嵐教育長 ありがとうございます。
- それでは続きまして、議案第10号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いいたします。
- 三浦課長 議案第10号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。
- ページは10ページをご覧ください。
- 本件は、昨年4月に口谷西3丁目に新たな街区の設定があったことに伴い、

通学区域について規則を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、口谷西3丁目に18番街区の設定がなされたことを受け、丸橋小学校の通学区域に当該街区を追加します。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご質問はございますか。

具体的には新たに住宅が建設されたということですか。

三浦課長

そうです。そういう開発の申請があったことに伴い、街区を新たに設定したという事になります。

五十嵐教育長

それでは、特にご意見もないようですので議案第10号 宝塚市立小学校及び中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案通り可決という事でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

五十嵐教育長

ありがとうございます。

それでは続きまして、議案第11号 宝塚市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

三浦課長

議案第11号 宝塚市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

本件は、令和5年12月19日開催第20回教育委員会で提案させていただいた宝塚市立幼稚園の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、西谷幼稚園の預かり保育の実施時間について規則を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、第16条で規定されている西谷幼稚園の長期休業日の預かり保育の実施時間を午前8時30分からとし、預かり保育の延長利用時間を他園と同様に30分を超えない範囲内で実施することとします。また、第28条第2項において改正された宝塚市会計事務規則の内容を反映します。

説明は以上です。

- 五十嵐教育長 ありがとうございました。
- それでは、何かご質問等ございますでしょうか。
- よろしいでしょうか。
- これは実態に合わせて時間を変更する、ということですね。
- 特にこれで不利益を受けるお子さんやご家族はいないですか。
- 三浦課長 問題ないことを確認しております。
- 五十嵐教育長 分かりました。
- それでは、議案第11号 宝塚市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定については、原案通り可決でよろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 五十嵐教育長 ありがとうございました。
- それでは続きまして、議案第12号 就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について、担当課より説明をお願いいたします。
- 三浦課長 議案第12号 就学援助に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。
- 14ページをご覧ください。
- 先ほど議案第11号でも説明させていただきましたが、本件も宝塚市会計事務規則の改正内容を反映するため、規則を改正しようとするものです。
- 改正内容につきましては、第8条第2項の宝塚市会計事務規則の根拠規定を反映するものです。
- 説明は以上です。
- 五十嵐教育長 ありがとうございます。
- この件について何かご質問ございますか。
- 14ページを見たら事務規則に則って変わるということですが、中身はなんですか。就学援助に関する何か内容が変わるということではないのですか。
- 岡本課長 法制上のルールの話ですが、今回、宝塚市会計事務規則が全部を全面的に見直すという事になりました。通常の一部改正、一部改正の場合は元の規

則がそのまま維持されているということですが、全部改正ということになると元をなくして新しいのを1つ作ったのと同じ扱いになります。引用しているのは変わらないのですが、物が違う、という扱いになりますので、見た目上は年と番号だけがかわっているのですが、実質的には中身が全部入れ替わっている、という意味で改正上はこういう形で解釈するというところでございます。

五十嵐教育長 実情としては、就学援助に何か大きな変化があるということではない、ということですね。

岡本課長 そういうことではないです。

五十嵐教育長 承知しました。

他にご質問ございますか。

石井委員、お願いします。

石井委員 この新旧のところで学校給食費って書いているんですが、給食費と一緒に払われるのは問題ないのですか。

福井室長 就学援助ですので、基本的には保護者に支払われます。その支払い方法を、保護者に支払わずに直接給食費に充てるという形で保護者に支払うという形をとっているのがこの規定なんです。振替の規定が会計事務規則の市の規則になりますので、その引用の条文が先ほどの説明のとおり変わりましたので、その引用の条項の部分の整理を行ったというのが今回の改正になるんです。

石井委員 教材費免除はまた別の話ですか。

岡本課長 それは学校徴収金の関係のことですか。

石井委員 そうです。

岡本課長 学校徴収金は、ノートとか買うものですね。

それについては免除している訳ではなく、本来であればそのお金も保護者にご自分で学校の方へお支払いいただいて、学校の方が物を発注して物が来て、ご家庭にノートが渡ります。領収書を本来市に提出して同じ金額を就学援助費としてお金を出す、というのが本来あるべき流れですが、本市に関しては一部の学校につきましては、学校長の方にその就学援助の費用を払って、学校長が物を買う。そうすると保護者としては一旦建て替えすることの負担

が少なく済むということで、そういう形で処理をしているケースがある、ということですよ。

五十嵐教育長 よろしいでしょうか。

体制的に何か大きく変わるということではないですね。

春日井委員 そもそもこの項目は、学校給食費に関する規則であって、その部分の文言を変えたという理解でよろしいでしょうか。

岡本課長 はい。

五十嵐教育長 ありがとうございます。

そでは、議案第12号 就学援助に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

五十嵐教育長 ありがとうございます。

では続きまして、議案第13号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、担当課より説明をお願いいたします。

岡本課長 議案第13号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和6年度教育委員会事務局の組織改正及び幼稚園2園の閉園に関して、規程の整備を行おうとするものです。

お配りしている改正理由については、組織改正の理由をそのまま記載していますので、議案と新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

16ページご覧ください。

まず左側、現行、第3条ですけども、公文書の発信の際ですが、室長名等を用いて文章を発信できる旨が規定されているのですが、今回、室制度の廃止に伴いまして室長というのが無くなりますので、こちらの規定を次長名に改正しようとするものです。

17ページをご覧ください。

各課が文書を発送する際に、文章の右上に文書番号というのを記載するのですが、文章番号の前に、こちらで出ている分と言いますと施設課では「宝教委施第●号」という形で書類を出します。今回改正案を見ていただきますと、下のところ教育環境整備課というのを管理部に設けますので、教育環境

整備課の文書番号を「宝教委教環」という形で頭に入れようとするものです。

続きまして上の表の、学事課の下に学校給食課があるのですが、こちらが今度の4月に学事課に吸収する形で無くなりますので、表中からも学校給食課の記載を削除するものです。

続きまして、上の表の幼稚園2つ、宝塚市立小浜幼稚園と宝塚市立西山幼稚園の2園ですが、こちらにつきましてはこの3月末を持って閉園ということになりますので、この表から削除しようとするものです。

説明は以上です。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

では、この件について何かご質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

室長が無くなって次長になるということと、課が統合されたり、幼稚園が閉園したことに伴っての変更でございます。

他にご意見はよろしいでしょうか。

委員

(はい)

五十嵐教育長

それでは、議案第13号 宝塚市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する規程の制定については、原案どおり可決という事でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

五十嵐教育長

ありがとうございます。

では先ほど事務局からありましたように、ここからの議題は非公開の案件といたします。

また、次の議題は人事に関する案件のため、事務局と説明員以外の方は退出してください。

【 事務局と説明員以外退出 】

五十嵐教育長

それでは、報告第2号 専決処分した事件の承認を求めることについて（教育委員会所管職員（幼稚園関係）の令和6年4月1日付人事異動について）、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長

ありがとうございます。

続きまして、議案第7号 令和6年3月31日付け教育委員会所管職員の人事異動について、議案第8号 令和6年4月1日付け教育委員会所管職員の人事異動についての2議案について、一括して担当課より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長

ありがとうございます。

では、退出していた職員は入室してください。

【 退出していた職員入室 】

五十嵐教育長

続きまして、報告事項 令和5年（2023年）度1月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長

それでは、この件は以上とします。

本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございますか。

岡本課長

1件報告があります。

本日議決いただきました令和6年4月1日の人事異動等に伴い必要となります教育委員会規程等の整備につきましては、本来であれば教育委員会の会議で議決をいただく必要がありますが、会議開催が困難ですので、教育長の専決処分により処理することとなります。

以上、ご報告いたします。

五十嵐教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時35分